

平成30年度 実施機関一覧表（柴田郡医師会の会員）

健診・保健 指導機関番号	実施機関名	郵便 番号	所在地	電話 番号	受託業務								
					特定健康診査					特定保 健指導			
					実施 形態		詳細項目			健 診 当 日 初 回 面 接	動 機 付 け 支 援	積 極 的 支 援	
					集 団 健 診	個 別 健 診	貧 血	心 電 図	眼 底				e G F R 血 清 クレ アチ ニン 検 査 及 び
0412210254	国民健康保険川崎病院	989-1501	宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原23-1	0224-84-2119		○	○	○	△	○			
0412211328	玉瀾医院	989-1753	宮城県柴田郡柴田町槻木上町1丁目1-58	0224-56-1012		○	○	○	△	○			
0412210536	高沢内科	989-1622	宮城県柴田郡柴田町西船迫3-5-1	0224-57-1231		○	○	○	△	○			
0412210569	日下内科医院	989-1241	宮城県柴田郡大河原町字町73	0224-52-1058		○	○	○	△	○			
0412210668	乾医院	989-1752	宮城県柴田郡柴田町槻木下町3-1-20	0224-56-1451		○	○	○	△	○			
0412210700	かわち医院	989-1223	宮城県柴田郡大河原町東新町10-7	0224-52-3115		○	○	○	△	○			
0412210718	宮上クリニック	989-1622	宮城県柴田郡柴田町西船迫2-7-1	0224-55-4103		○	○	○	△	○			
0412210726	大沼胃腸科内科外科医院	989-1753	宮城県柴田郡柴田町槻木上町3-1-10	0224-56-1441		○	○	○	△	○			
0412210742	医療法人社団北社会船岡今野病院	989-1601	宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-5-16	0224-54-1034		○	○	○	△	○			
0412210825	安藤医院	989-1201	宮城県柴田郡大河原町大谷字盛16	0224-52-1216		○	○	○	△	○			
0412210858	医療法人社団山家内科小児科医院	989-1501	宮城県柴田郡川崎町大字前川字中町76-2	0224-84-2023		○	○	○	△	○			
0412210866	みやぎ県南医療生活協同組合しばた協同クリニック	989-1607	宮城県柴田郡柴田町船岡新栄4-4-1	0224-57-2310		○	○	○	△	○			
0412210924	町南診療所	989-1305	宮城県柴田郡村田町大字村田字町南33-1	0224-83-5503		○	○	○	△	○			
0412210940	村田内科クリニック	989-1302	宮城県柴田郡村田町大字小泉字西浦84-1	0224-83-6061		○	○	○	△	○			
0412210999	甘糟医院	989-1201	宮城県柴田郡大河原町大谷字末広81	0224-53-1460		○	○	○	△	○			
0412211039	さくら内科消化器科	989-1213	宮城県柴田郡大河原町住吉町11-1	0224-53-5151		○	○	○	△	○			
0412211138	平井内科	989-1214	宮城県柴田郡大河原町字甲子町3-5	0224-52-2777		○	○	○	△	○			
0412211161	医療法人庄司クリニック	989-1201	宮城県柴田郡大河原町大谷字戸ノ内前35-1	0224-51-3741		○	○	○	△	○			

健診・保健 指導機関番号	実施機関名	郵便 番号	所在地	電話 番号	受託業務								
					特定健康診査					特定保 健指導			
					実施 形態		詳細項目			健 診 当 日 初 回 面 接	動 機 付 け 支 援	積 極 的 支 援	
					集 団 健 診	個 別 健 診	貧 血	心 電 図	眼 底				e G F R
0412211179	太田内科	989- 1601	宮城県柴田郡柴田町 船岡中央3-3-34	0224- 55- 1702		○	○	○	○	○			
0412211294	いのまた胃と腸内科 クリニック	989- 1753	宮城県柴田郡柴田町 槻木上町2-7-25	0224- 87- 8750		○	○	○	△	○			

※ 受託業務の欄については当該実施機関において、受託する（あるいは該当する）項目に「○」を記入。
実施形態の欄は、各機関の該当する実施形態を選択。原則としていずれか一方に「○」を記入。

※ 詳細項目の欄については、当該実施機関において実施できる項目に「○」、再委託により実施する項目に「△」を記入。

※ 健診当日に初回面接の受託業務を行う実施機関については、特定健康診査の受託業務を行い、かつ特定保健指導の「機付け支援」及び「積極的支援」業務の受託を行う実施機関のみとなる。